平成２４年（フ）第５２４号
名古屋市中区大須１丁目34番13号　シティハイツ渡辺605号
債務者　板垣　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２５号
名古屋市中区大須１丁目34番13号　シティハイツ渡辺605号
債務者　板垣オニーこと　ＰＡＴＡＧＯＣ　ＯＮＮＩＥ　ＧＯＮＺＡＬＥＳ
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
広島県福山市今津町３丁目８番46号
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４０号
北九州市若松区高須南１丁目２番31号
債務者　中本　一隆
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１号
北九州市若松区高須南１丁目２番31号
債務者　中本　麻紀
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３５号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目12番28号
債務者　丸本　博彦（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３６号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目12番28号
債務者　丸本　志穂（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８２号
北九州市八幡西区市瀬１丁目７番32―407号
債務者　大松　俊二
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８３号
北九州市八幡西区市瀬１丁目７番32―407号
債務者　大松まち子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８４号
北九州市八幡西区市瀬１丁目７番32―407号
債務者　並木　智子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０５号
北九州市小倉北区上到津１丁目13番８―102号
債務者　玉岡榮守こと　張　　榮守
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３６号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷253番地６、前住所鹿児島県曽於市末吉町二之方4918番地２
債務者　東　　嘉久
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷253番地６、前住所鹿児島県曽於市末吉町二之方4918番地２
債務者　東　　美幸
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目９番17号　エリヴェール303号
債務者　坂元真由美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
佐賀県佐賀市天祐２丁目４番34号
債務者　馬塲惠理子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津697番地５、住民票上の住所佐賀県佐賀市田代２丁目７番７号
債務者　西　　竜
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
佐賀県佐賀市新生町４番11号
債務者　江口　佳子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係